

測候所によつては10秒も知らずからその水の上の大きさを誤差があることがしよくある。地盤は
 10秒まで地震計の時刻の記録が正確に在るも、有り得ると思ふ。それとは同く地震記家の判断の
 誤りである。東大地球物理学の松沢博士も申されてゐる。政に常に走時曲線を作り、
 そのよき時には再調査するに、その測候所と連絡すべきと思ふ。

(2) 震央と観測所との距離について

① 地図も測候所の所在地を点にて明示した地図を作り走時曲線の軸横軸の正確さを期したい
 思つてゐる。適当な地図がない。地震課でPASで震央と定めた地図は大きさを都市が記入
 されてゐて不適当と思ふ。あの大きさの2倍位であつて、測候所の位置が一変で示され、且つ
 一枚の地図で済ませたい。全図が2枚に在るため、少し不正確に在る。

② 初動分布を綿密に調査し、水平方向に居所したとき、及び、モホに4-4戸して互射して
 地表に押し放して表はれたものは、震源地図上で2点間の距離以上の長さを傳つてゐる
 は、アであるが、その方面の専門家が再検討して、現在の方法を修正すべきである。

③ 大きさを断片等に時間的におくは、量も人工地震等によつて測定しておくとよいと思ふ。

三、昭和23年7月7日以後の六つの地震の走時曲線と精密に作り、比較研究の結果

現在、越后、信濃方面に異常が認められ、政に、今後数ヶ月以内に大きき
 地震が同地方に起るとは、どうしても考えられぬ。勿論、今後、走時曲線が異常が
 出て来れば、ある程度は、その時には、しめて立て得ると思ふ。

- 主な時曲線を作りに用いた地震は次に示す。
- 昭和23年7月7日 瀬戸南東沖の顕著地震 — 昭和23年12月留大島附近の小区域地震
- 8月1日 鹿島灘の顕著地震 — 昭和24年1月20日 地舞島の顕著地震
- 11月4日 福島県沖の顕著地震 — 11月20日 渥美湾の顕著地震

四、統計学上の地震予知について

裏面に越后地方の過去の大地震の分布の理科年表により示したが、ある程度予知が
 できると思ふ。今後、走時曲線を多く作り、前兆をつかむ必要があると思ふ。

理学士 宮本貞夫

東京大学理学部地理学科卒業
東京都立日本橋高校 教官

一 現在の震感設備及び地震学の現在の存続段階を以てしては、地震予知に正確さを要求することが認めらるることを認めざるを得ないのであるが、大体の推定を以て得る場合のあることも認めらるると思ふ。例えは、南上者 地質調査所の重力課の早川正己教官の走時曲線によつて、一九三〇年以後の大地震がほとんど予知され得たことが立証されてゐる。私の最近のこの方法による研究によつても、福井地震は予知され得たことが立証され得る。近く詳しく発表する予定である。

勿論、現在、各測候所の地震計の時刻の記録に多少内外の誤差があるために、この方法に信頼することはあまりよいことではなからぬ。その故に、中央気象台 地震課も、全く最近の走時曲線を作つてゐる。しかし、私の最近の研究によつて、右の誤差があつても、数多くの走時曲線を比較研究することによつて、かくとも大地震は数ヶ月以前に大体その場所を推定出来ることを立証し得る。中央気象台の地震課の末広氏の論文は、約五年後には各測候所の地震計を改良して、一〇秒まで時刻を正確に記録し得るようになつてゐることである。故に、将来、この方法が相當に有効な方法として利用されると思ふ。

二 現在にても改善すべきこと

(1) 現在、私は中央気象台の地震課の資料を以て、私自身が走時曲線を作つてゐるが、測候所によつては、一〇秒も秒もずらす水もたに大きな誤差があることがしばしばある。

一〇秒もずれた地震計の時刻の記録が正確に在ることも有り得ると思ふ。それは、同じ地震記家の判断の誤りである。東大 地球物理の松沢博士も申されてゐる。故に、常に走時曲線を作り、その上を時には再調査するに、その測候所と連絡すべきと思ふ。

(2) 震度と観測所の距離について

① 地図も測候所の所在地を点にして明示した地図を作り、走時曲線の軸の正確さを期したいと思つてゐる。適当な地図がない。地震課で、PASで震度と定めた地図は、大きさを都市が記入されてゐて、不適當と思ふ。あの大きさを、二倍位であつて、測候所の位置が一目で示され、且つ、一枚の地図で、一〇センチメートル、全図が二枚に在るものがある。

走時曲線
地震と地震の間
による大地震
の年

22
24
615
112
52
48
37
11
40
31
14
39
1
31
23
2
6
現在

- 分類
- 0 比較的大きな地震
 - 1 中間の地震
 - 2 中級程度の大地震
 - 3 中間の大地震
 - ☆ 最大級の破壊的大地震
 - △ 家が数戸倒れる程度
 - 相当多くの家が倒れ、死者が生ずる程度
 - ◎ 数百戸の家が倒れる程度
 - ✱ 十戸以上の家が倒れる程度
- 越后に
あり
南海道地震×福井地震のように
最大級のものを

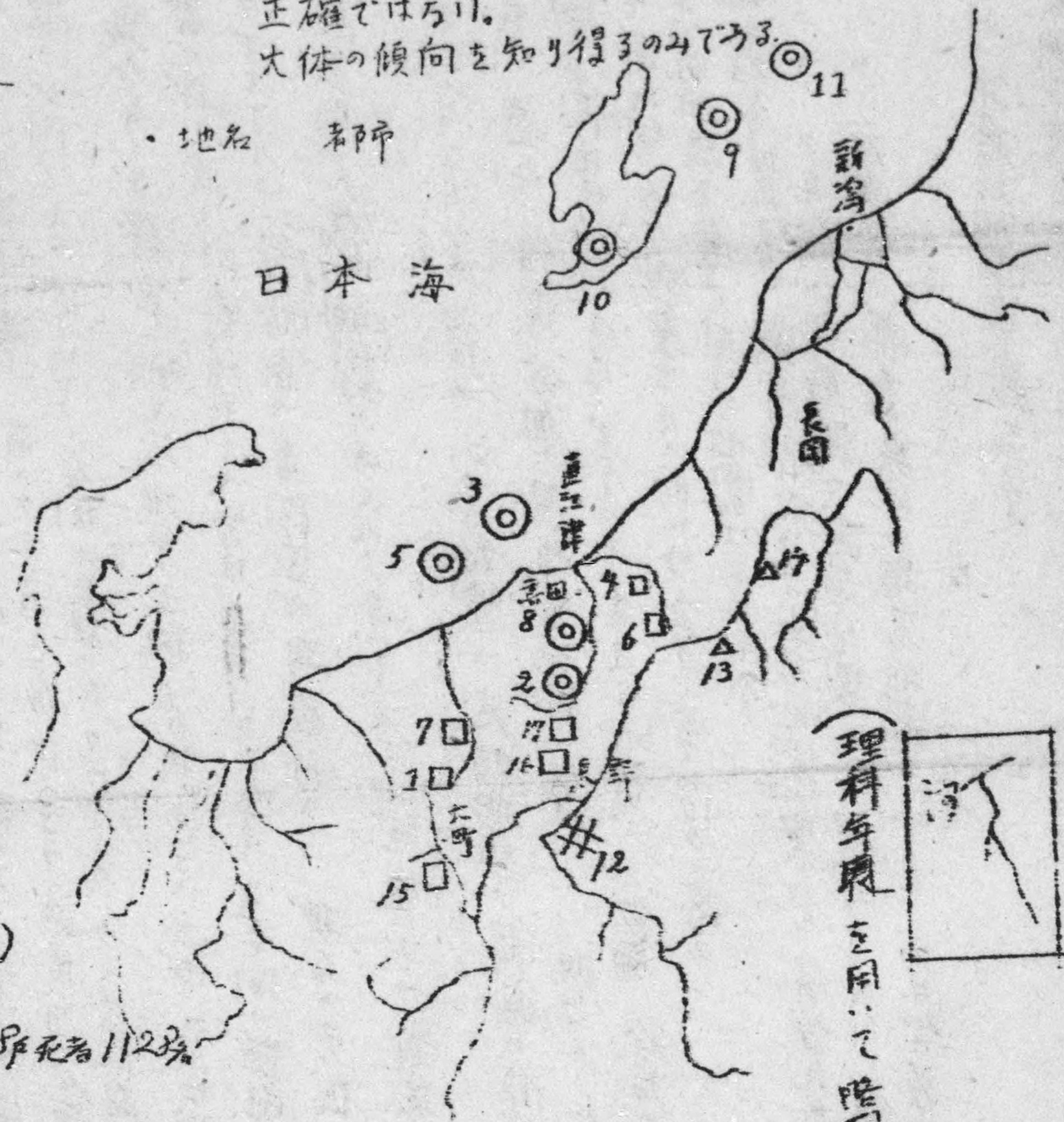
番号	地震の大きさ	西	日	被害の地域	被害の程度
1	1	871	3 13	信濃	家屋倒る (姫川から松平町?)
2	2	863	12 10	越中、越后	山崩れ民家倒壊死者多し
3	2	887	8 2	越后西部	津浪あり、死者多し
4	1	1502	1 28	越后国府	家屋倒る、死者多し
5	2	1614	11 26	越后高田	津浪あり、死者多し
6	1	1666	2 1	越后高田	城破壊、家倒る、死者1500 (高田附近)
7	1	1714	4 23	信濃大町	大町町全潰、死者500 (死者50名)
8	2	1751	5 20	越后、越中	城破損し、死者200、全潰及焼失家屋6088戸死者
9	2	1762	10 31	佐度、新島	津浪あり
10	2	1802	12 9	佐度	震前陸地隆起、1150戸倒る、死者19名出
11	2	1833	12 7	佐度、羽前	津浪あり、586戸倒る、597戸流失、死者47名
12	3	1847	5 5	長野	善光寺大地震、3400戸倒る、1万2000人死
13	0	1886	7 23	信濃川筋	
14	0	1887	7 22	越后吉志郡	家屋の全潰、半潰多し、死者
15	1	1918	11 11	信濃大町	全潰22戸、激震2回の中、後者大
16	1	1971	7 15	長野市附近	全潰77戸、死者5人
17	1	1943	10 13	野尻湖附近	全潰34戸、半壊116戸

家が数戸倒れる程度
 相当多くの家が倒れ、死者が生ずる程度
 数百戸の家が倒れる程度
 十戸以上の家が倒れる程度
 南海道地震×福井地震のよりに
 最大級のものを

この圖の震央の位置は昔の地震のため
 正確ではなし。
 大体の傾向を知り得るのみである。

・地名 郡市

日本海



理科年表を用いて地図を作す

被害の程度

屋倒る (姫川から松平町?)
 前北民家倒壊死者多し
 浪あり、死者多し
 屋倒る、死者多し
 浪あり、死者多し
 破損し、死者1500 (高田附近)
 全潰10千戸 死者500
 破損し、死者200、全潰及焼失家屋6088戸死者1123
 浪あり
 前陸地隆起す、1150戸倒る 死者19名 出火す
 浪あり、586戸倒る 597戸流失、死者47名
 先奇天地震 3400戸倒る 1万2000人死す

火災、水害多し、犀川筋に崩れあり

家屋の全潰、半潰多し、その他
 全潰 22戸 激震2回の中、後者大
 半潰 77戸 死者5人
 全潰 34戸 半壊116戸

Doc No 46706

KS/MT

4. 3. 49

AG

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF
ALLIED TRANSLATOR AND INTERPRETER SECTION

NOTE: Translation directed by Commander-in-Chief

Received ATIS: 10 Mar 49

DIGEST OF LETTER

TO: General MacARTHUR

FROM: KAWAJIMA, Naojiro (川島直次郎)
SHIZUOKA Ken, IWATA Gun

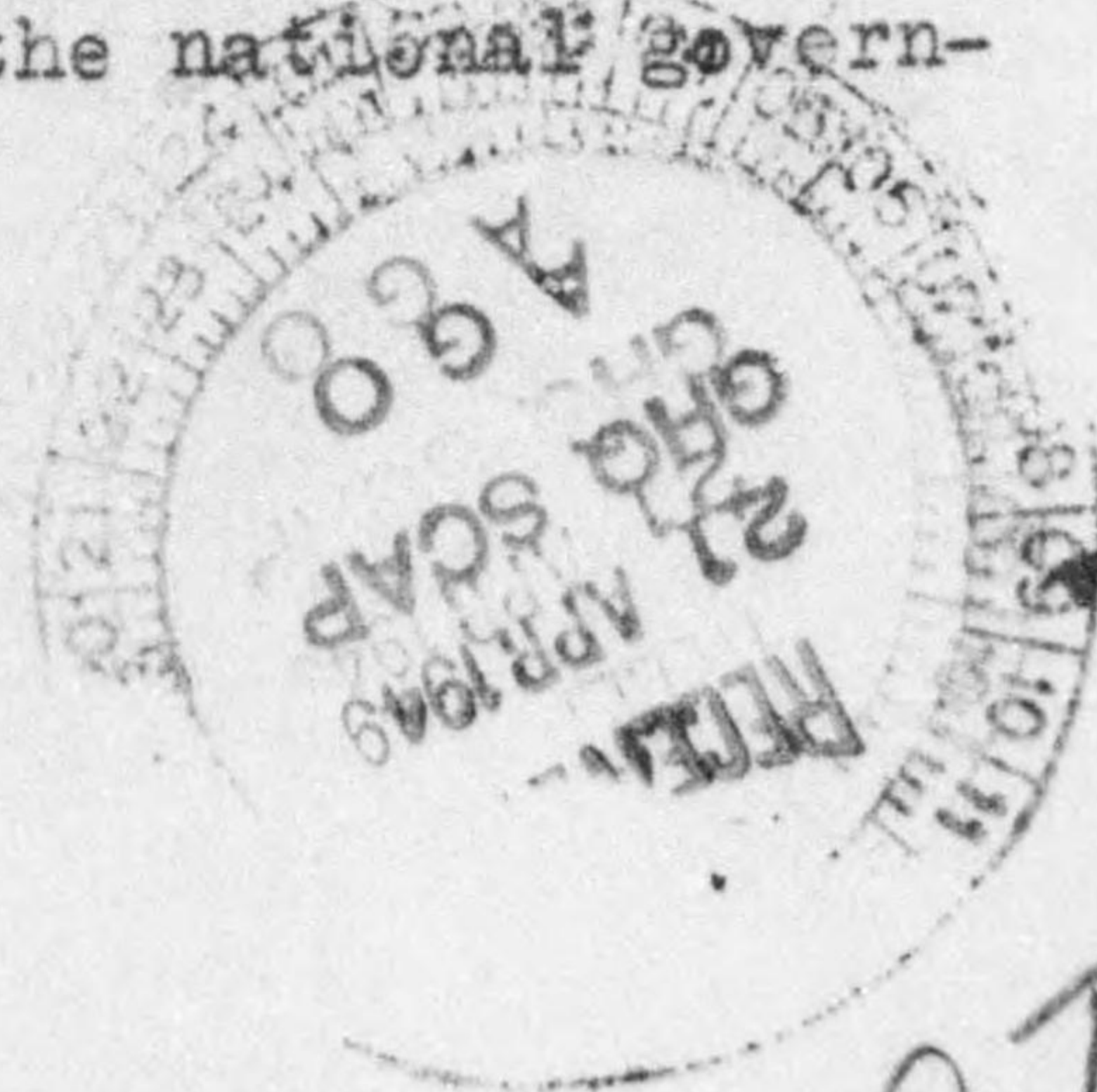
DATE: 3 Mar 49

The writer states that the Japanese people recognize the improvements made in the Japanese police system, and on the first anniversary of the present system, he wishes to express his appreciation to GHQ for making it possible to enjoy greater individual freedom. In comparison with the former centralized-power police system, the present system is a great improvement.

It is requested that General MacARTHUR make the present police system into an organization in which each member of the force will not only be imbued with the idea of law and order, but will also protect the rights of the individual.

The writer also requests that retired town and village officials be given an increase in their pensions. The pension funds of the towns and villages have been augmented by national government funds, but they are still insufficient. He hopes that the annual national budget will include the money necessary for the proposed increases since pension payments to retired local officials have remained the same in spite of the upward spiral of inflation.

Inasmuch as the local governments cannot furnish the necessary funds to meet the suggested pension increases, the national government should contribute the necessary amount.



CTIS

東京都

連合軍總司令部

0479

10 MAR 1949

ARTIS
Letters Sub-Section

46700

5

1



磐田郡所村會

敬言察制度改正に關する陳情書

昭和二十三年三月現敬言察制度が実施せられて一々年敬言察組織の民主化実施によつて地方自治の眞義を推進し人權の尊嚴を確保して個人の權利と自由を保護した成績は從來の中央集權的制度的比較して隔世の感ある事は國民の齊しく認むるところにあり我等またこれが制度の完全実施を期し鋭意努力し來りたるところである爾來現制度に対する批判檢討は各方面よりなされつゝあるが我等自治体の責任者として左の諸点を擧げてこれが改正措置方を要望する次第である

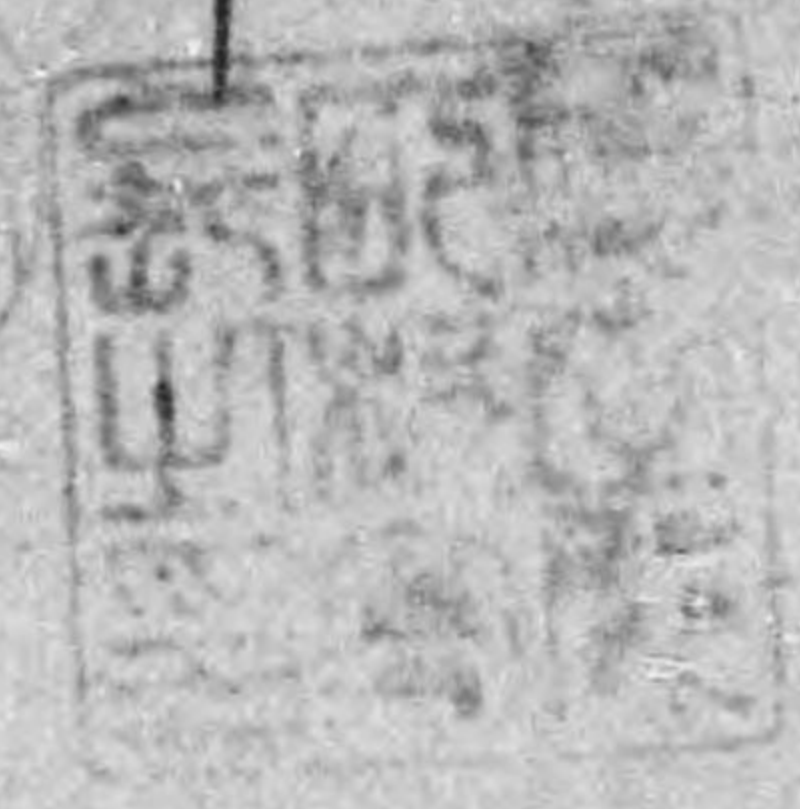
治安維持の完璧を期するは平和國家建設の第一條件である従つて個人の目覺と社會の責任を通じてその職務執行を保障する民主的權威の組織体としての成長發展を希望

まゝ

現下の社會狀勢下においては秩序の維持と警察運営の相貫
 性に立脚し更に地方財政の実状と照合して組織の強化と機構
 の整備充実に期する
 民主的立法精神に則ってこれが運営の萬全と治安維持の完
 全を期し以て警察不要の平和國家を目指してこれが完全を
 図るべく早急に改正措置を採らるゝようこの際格別の御詮議
 御高配と要望する次第であります

昭和二十四年三月三日

静岡縣磐田郡所村會長 川島直次郎
 静岡縣磐田郡所村議長會長 鈴木貞作



町林吏員恩給に付する國庫補助増額方陳請

町林吏員にも他の官公吏教職員と同様の恩給増額を改組二十三年七月より実施し得る様町林吏員恩給組合に付する國庫補助恩給資金補助を増額し併せて同組合の事務費に付しても

相当國庫補助の途を講ずらる様要望するるのである。抑も町林吏員恩給組合は政府の指示による町林吏員恩給制度救済備要綱に基き町林吏員優遇の方途として全国的に創設せられ本縣に於ても昭和十八年三月三十日「柳河縣

町林吏員恩給組合」が設置せられ今日に至つたのである。爾來同組合は國並に県の赴員を体して國庫並に県費の補助金と町林並に吏員の納付金とを財源として恩給支給の事務を共同處理してきたが近年急激なる物價の暴騰によつてその恩給支給額は目下の経済事情より著しき

隔りを生じ殆ど吏員優遇の意義を喪失するに至り当然

大中の増額を必要とする事、百の六

而して官公教職員に於ける恩給は既に昨年七月より最

高二十倍、最低十二倍、平均二十倍の増額を實施せらる

にもか、わらず独り町村吏員は旧來の増少の額に據置る

驚くべき小額である

かとして地方行政の最前線である町村に於て最も困難なる條

件の下に日夜繁劇は事務を負ひ更に莫大なる國務を執

掌して居る町村吏員に於ける才途として誠に遺憾に

致置すべからざる事と考へる

上述の如きは今更な小等の

冗言を費すまでも可く國政の把持に参画せらるる諸賢の夙

に感得せらるべきところと信ずる

尚恩給組合も人件費、物件費の増高に伴ひ所要経費

増額見小増く、運営額も困難の實情に立至つて居る

然らるに町村自治体の財政状態を顧みれば従来學次に互に陳情にて志す知の通り學制改革及び警察課制度改正に伴ふ所要経費等のために既に破局的負担を余儀なくす小本県所要増加経費の負担率到底至難の現情である。依つて政府に於て町村吏員に於しても他の官公吏教職員同様の恩給増額支給を昭和二十三年七月より実施し得る様恩給資金国庫補助を増額し併せて財政難に喘ぐ恩給組合の事務費に對する國庫補助金支出の途を講じ以て町村吏員をしてその任務の完全遂行に専念せしめ延いて地方自治の振興発展と日本再建に寄与せしめらる様格別の恵高配を賜りたうのである。右本會評議員会の決議に基き実現方を要望し陳情す。

昭和二十四年三月三日

磐田郡町村會會長 川島直次郎



Doc No 47038

KS/DO 0679

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF
ALLIED TRANSLATOR AND INTERPRETER SECTION

NOTE: Translation directed by Commander-in-Chief

Received ATIS: 25 Mar 49

DIGEST OF LETTER

TO: General Headquarters

FROM: OGASA Gun Town and Village Association
SHIZUOKA Ken, OGASA Gun, KAKEGAWA
Cho

DATE: 5 Mar 49

Five writers request that the following revisions be made in the police system in order to increase efficiency:

1. Limit the autonomous police force to cities with a population of 30,000 or over rather than 5,000 because small towns are unable to provide sufficient funds to maintain a competent police force.
2. Establish a prefectural police force which will have control over towns of less than 30,000 people.
3. Establish a national police force in the six large cities and other important cities; this force should be prepared to handle any internal disorder.



CIS



東京部

連合軍總司令部

御

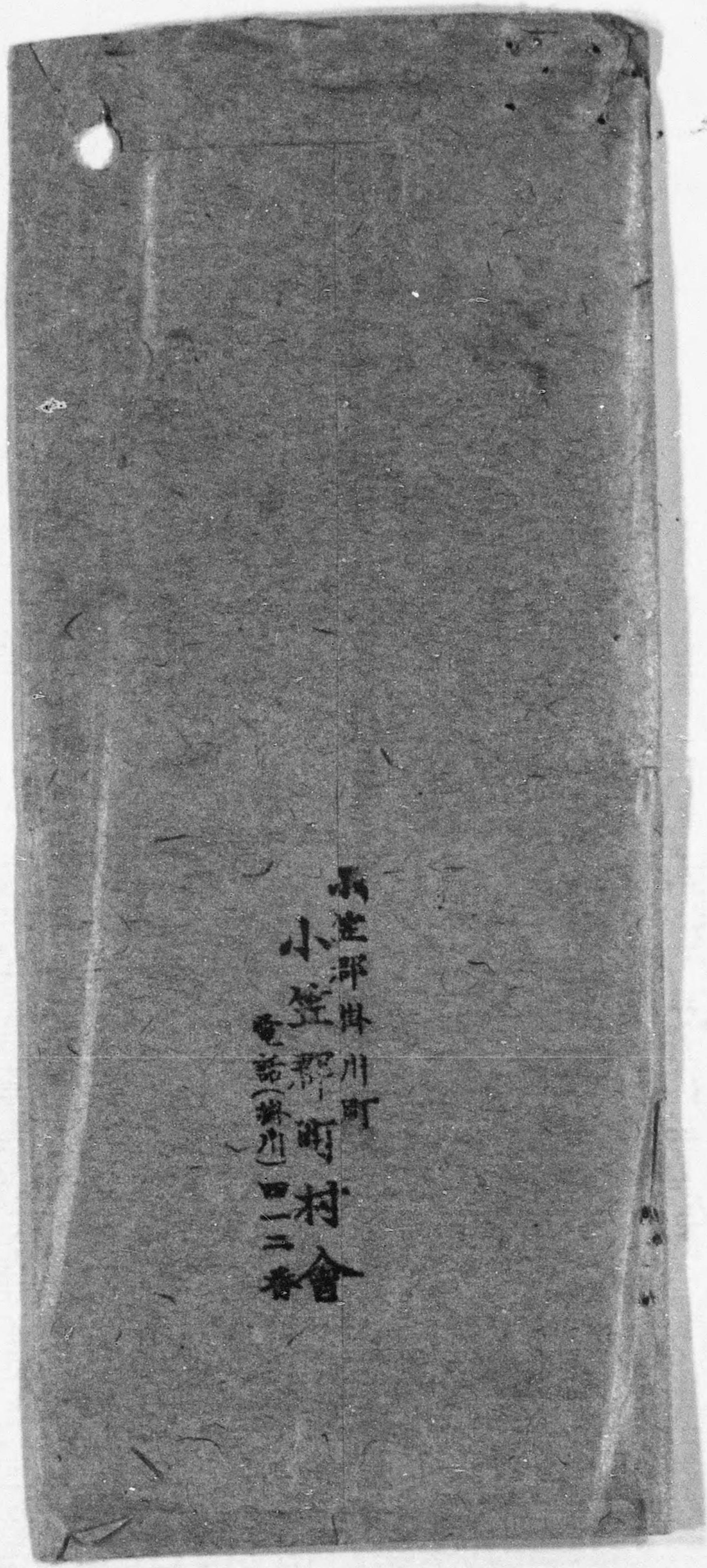
25 MAY 1949

AJIS
Letter Sub-Section

中

4238

部



小笠原町
電話(掛川) 四二二番

一 都市警察の設置
 現在の自治警察設置の人口基準を五千人以下より最小限三万人に引き上げ都
 市警察を設置する。
 即ち人口五千人に對する警察吏割当と名の現狀を以てしては治安維持の面
 から職務遂行の上から不足を感ずるのである。尚インフレの進行の
 現下地方自治体は人件費の増高と教育の充実等のため財政的破局の一步前
 にある實狀で渡すべき警察民主化も政府の面によつて人口三万以上の都市に自
 察弱体化を叫ばれる結果に立ち至つては依つて人口三万以上の都市に自
 治警察を実施してその運営強化を図るが至当と考へるのである。

二 府県警察の設置
 人口三万に満たざる地域に府県を単位として府県警察を編成し地方分権制
 の下都邑の大小によつて日制度に於けるが如き配置をもつて人員を配当す
 る。かくすれば機構の整備も組織運営の強化も大なる財力の下に一貫性を
 持ち得て人事の交流待遇の向上等も円滑に行はれ水所期の目的達成が可能と
 確信するのである。

三 国家警察の設置
 大が都市及び特別地区に国家警察を置き同地区内に於る警察本來の使命を
 果たすと共に必要国家非常に備えんとするのである。
 以上民主的警察制度改正案の概要を述べたが等は民主的立法精神に則
 つて右相関係携しこの水が運営の萬全と治安維持の完全を期し以て警察不要
 の平和国家を目指してこの水が完全を成るべく早急に改正措置を採らるる概
 察格別の御詮議御高配を要望する次第である。
 右本會理事会の決議を以て陳情する。

昭和廿四年二月五日

静思縣小笠原町村議會議長會長島井三一

連合軍總司令部 御中



一 郡市警察の設置
 現在の自治警察設置の人口基準を五千人以下より最小限二万人に引き上げ郡市警察を設置する。
 即ち人口五千人以下に対する警察吏制当と名の現狀を以てしては治安維持の面から職務遂行の上から懸念を感ずるのである。尚インフレ昂進の現下地方自治体は人件費の増高と教育の充実等のため財政的破局の一步前にはある實狀で渡らばべき警察民主化も財政面に多大な困難を生じかねて警察弱体化を叫ばれる結果に立ち至つて依つて人口三万以上の都市に自治警察を実施してその運営強化を図るが至当と考へるのである。

二 府県警察の設置

人口三万に満たざる地域に府県を単位として府県警察を編成し地方分権制の下郡邑の大小によつて旧制度に於けるが如き配置をもつて人員を配当する。かくすれば機構の整備も組織運営の強化も大きな財力の下に一貫性を保持して人事の交流待遇の向上等も円滑に行はれ水前期の目的達成が可能と確信するのである。

三 国家警察の設置
 大々都市及び特別地区に国家警察を置き同地区内に於る警察本來の使命を果すと共に他面国家非常に備えんとするのである。
 以上民主的警察制度改正案の概要を述べたが等は民主的立法精神に則つて三者相関提携して水が連營の萬全と治安維持の完全を期し以て警察不要の平和国家を目指して水が完全を図るべく早急に改正措置を採らるる概の察格別の御詮議御高配を要する次第である。

右本會理事会の決議を以て陳情する。

昭和廿四年二月五日

鞆岡縣小笠原町村會長 葛ヶ岩龍太郎



連合軍總司令部 御中

警察制度改正に関する陳情

昭和二十二年三月現警察制度が実施となりて一ヶ月警察組織の民主化実施によつて地方自治の意義を推進し人権の尊重を確保して個人の権利と自由を保護し成績は従來の中央集権的制度と比較して際世の感あることは国民の育しく認めるところであり我等またこれに制度の完全実施を期し鋭意努力して來たところである。

兩來現制度に対する批判検討は各面各層よりなされつつあるが我等自治体の責任者として左の諸点を挙げてこれに改正措置方を要望する次第である。治安維持の完璧を期するは平和国家建設の第一條件である。従つて個人の自覚と社会の責任を通じてその職務執行を保障する民主的權威の組織体としての成長発展を希望することまた我等を要しなまじとてあるが現下の社会状態下においては秩序の維持と警察連營の相習性に立脚し更に地方財政の実際と照合して組織の強化と機構の整備充実を期するの要愈々切なるに鑑み互の改正案を提示するものである。

一、郡市警察の設置

現在の自治警察設置の人口基準を五千人以下より最小限二万人に引き上げ郡市警察を設置する。即ち人口五千人に対する警察吏割当と名の現狀を以てしては治安維持の面から職務遂行の上から不足を感ずるのである。尚インフレ昂進の現下地方自治体は人件費の増高と教育の充實のため財政的破局の一歩前にはある實狀で渡すべき警察民主化も政府に多大な困難を生じかねて警察弱体化を叫ばれる結果に立ち至つて依つて人口三万以上の都市に自治警察を実施してその運営強化を図るが至当と考へるのである。

二、府県警察の設置

人口三万に満たざる地域に府県を単位として府県警察を編成し地方分権制の下郡邑の大小によつて日制度に於けるが如き配置をもつて人員を配当する。かくすれば機構の整備も組織運營の強化も大きな財力の下に一貫性をもち得て人事の交流待遇の向上等も円滑に行はれ前期の目的達成が可能と確信するのである。

三、国家警察の設置

大々都市及び特別地区に国家警察を置き同地区内に於ける警察本來の使命を果すと共に他面国家非常に備えんとするのである。以上民主的警察制度改正案の概要を述べ來たが要は民主的立法精神に則して

る2倍平均の増額を要するに於ける支給現情は左の如く驚くべき小額である

遺族	村書記を十年勤続死亡の場合	年額四六八円
遺族	村書記を七年勤続死亡の場合	同六二八円
遺族	村書記を五年勤続死亡の場合	同五七五円
遺族	村書記を三年勤続死亡の場合	同四六八円
遺族	村書記を二年勤続死亡の場合	同三二五円
遺族	村書記を一年勤続死亡の場合	同二二五円

死亡給与金一十五時金一
 村書記を十年勤続退職の場合
 二〇〇七円
 二九一五円
 四六八円
 六二八円
 五七五円
 四六八円
 三二五円
 二二五円

不況に於ては地方行政の最前線である村に於て最も困難なる条件の下に日夜
 奮闘を要するに當りては莫大なる困難を呈せしむるに至りては其の苦境を察し
 と等しい言を遺すに足らざるを得ず。尚且つ、村の発展に資するに於ては、
 我々の冗言を遺すに足らざるを得ず。尚且つ、村の発展に資するに於ては、
 つの増額を難く感じざるを得ず。尚且つ、村の発展に資するに於ては、
 の然るに、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 くり、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 く、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 依りて、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 を、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 に、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 して、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 に、本件に於ては、警察制度の改革、消防制度の整備、衛生施設の充実に資するに於ては、
 右本会理事會の決議により、現方等を要し、陳情する。

昭和廿四年五月五日

静岡縣小笠原町村會會長 葛川谷龍太郎



連合軍總司令部 御中

町村吏員恩給に対する國庫補助増額方陳

町村吏員に他の官公吏職員と同様の恩給増額を昭和廿二年七月より実施し得るが、町村吏員恩給組合に對する國庫補助の途を講ぜり水たぐ要望するのである。

柳町町吏員恩給組合は政府の指示による「町村吏員恩給制度要綱」に基き町村吏員恩給の方途として全国的に創設せり水本県に於ても昭和十八年二月二十日「静岡県町村吏員恩給組合」が設置せり水今日に至つたのである。爾來同組合は国並県の趣言を件して國庫並に県費の補助金と町村吏員の納付金とを財源として恩給支給の事務を共同処理してきたが近年急激なる物價の上昇騰によつてその支給額は目下の經濟事情より著しき赤字を生じ殆ど吏員優遇の意義を喪失するに至りたる大増額の必要を感ずるや、町村吏員に舊來の倍而して官公吏の恩給増額を實施せり水たぐは左の如く驚くべき小額である。二倍平均廿倍の増額を實施せり水たぐは左の如く驚くべき小額である。

退給料(一年金)

村書記を十七年勤続退職の場合 年額四六八円
同 五六二円

遺族扶助料(一年金)

村書記を廿一年勤続死亡の場合 年額一八六円
同 一三三円

死亡給与金(一時金)

村書記を十五年勤続退職の場合 一〇〇七円
同 二九一五円

夫くては地方行政の最前線である町に於て最も困難なる條件の下に日夜

と誠意を盡す迄なく、尙恩給組合も人件費物件費の増高に伴い前々経費

つ、あると信する。尙恩給組合も人件費物件費の増高に伴い前々経費

一 郡市警察の設置
 現在の自治警察設置の人口基準を五千人はより最小限二万人に引き上げ郡市警察を設置する。
 即ち人口五千人に對する警察吏割当七名の現狀を以てしては治安維持の面から職務遂行の上から不足を感ずるのである。尚インフレ昂進の現下地方自治体は人件費の増高と教育の充実等のため財政的破局の一步前にある實狀で渡すべき警察民主化も政府に尋大な困難を生じかねて警察弱体化を叫ぶ結果に立ち至つて依つて人口二万以上の都市に自治警察を実施してその運営強化を図るが至当と考へるのである。

二 府県警察の設置

人口二方に満たざる地域に府県を單位として府県警察を編成し地方分権制の下都邑の大小によつて旧制度に於けるが如き配置をもつて人員を配当する。かくす水は機構の整備も組織運営の強化も大きな財力の下に一貫性を保持して人事の交流待遇の向上等も円滑に行はれ水前期の目的達成が可能と確信するのである。

三 国家警察の設置
 国家警察の設置は同地区内に於る警察本來の使命を大々都市及び特別地区に国家警察を置き同地区内に於る警察本來の使命を果すと共に必要国家非常に備えんとするのである。

以上民主的警察制度改正案の概要を述べたが要は民主的立法精神に則つて之を相関提携して水が運営の萬全と治安維持の完全を期し以て警察不要の平和国家を目指して水が完全を図るべく早急に改正措置を採らるるべし。際格別の御詮議御高配を要する次第である。

右本會理事会の決議を以て陳情する。

昭和廿四年二月五日

靜岡縣小笠部自治警務連絡協議會

掛川所長 葛ヶ岩龍太郎

横須賀所長 石原益雄

池新目所長 沖野兼

堀内所長 沖野兼



連合軍總司令部

御中

警察制度改正に関する陳情

昭和廿五年三月現警察制度が実施せられて一ヶ月警察組織の民主化実施によつて地方自治の意義を推進し人権の尊重を確保して個人の権利と自由を保護し成績は従来の中央集権的制度と比較して際世の感あることは国民の育しく認めるところであり枚挙また之水が制度の完全実施を期し鋭意努力して來たところである。

爾來現制度に対する批判検討は各面各層よりなされつゝあるが枚挙自治体の責任者として左の諸点を挙げて之水が改正措置方を希望する次第である。治安維持の完璧を期するは平和国家建設の第一條件である。従つて個人の自覚と社会の責任を通じてその職務執行を保障する民主的權威の組織体としての成長発展を希望することとまた警察連營の相營性に立脚し更に地方行政の現勢下において秩序の維持と警察連營の相營性に立脚し更に地方行政の現勢と照合して組織の強化と機構の整備充実を期するの要愈々切なるに鑑み互の改正案を提するものである。

一、郡市警察の設置
現市の自治警察設置の人口基準を五千人はより最小限二万人に引き上げ郡市警察を設置する。即ち人口五千人に對する警察吏制当と名の現狀を以てしては治安維持の面から職務遂行の上から不足を感ずるのである。尚インフレ昂進の現下地方自治体は人件費の増高と教育の充實のため財政的破局の一步前にはある實狀で渡すべき警察民主化も政府に尋大な困難を生じかねつて警察弱体化を叫ばれる結果に立ち至つては人口五万以上の都市に自治警察を実施してその運営強化を図るが至当と考へるのである。

二、府県警察の設置
人口五方に満たざる地域に府県を單位として府県警察を編成し地方分権制の下郡邑の大小によつて旧制度に於けるが如き配置をもつて人員を配當する。かくす水は機構の整備も組織運営の強化も大きな財力の下に一貫性を保持し得て人事の交流待遇の向上等も円滑に行はれ水前期の目的達成が可能と確信するのである。

三、国家警察の設置
大士都市及び特別地区に国家警察を置き同地区内に於る警察本來の使命を果すと共に必要国家非常に備えんとするのである。以上民主的警察制度改正案の概要を述べ來つたが等は民主的立法精神に則つて之を相與提携し之水が運営の萬全と治安維持の完全を期し以て警察不要の平和国家を旨として之水が完全を図るべく早急に改正措置を採らるるを望む。

Doc No 46685

KS/DO 0677

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF
ALLIED TRANSLATOR AND INTERPRETER SECTION

NOTE: Translation directed by Commander-in-Chief.

Received ATIS: 9 Mar 49

DIGEST OF LETTER

TO: General Headquarters

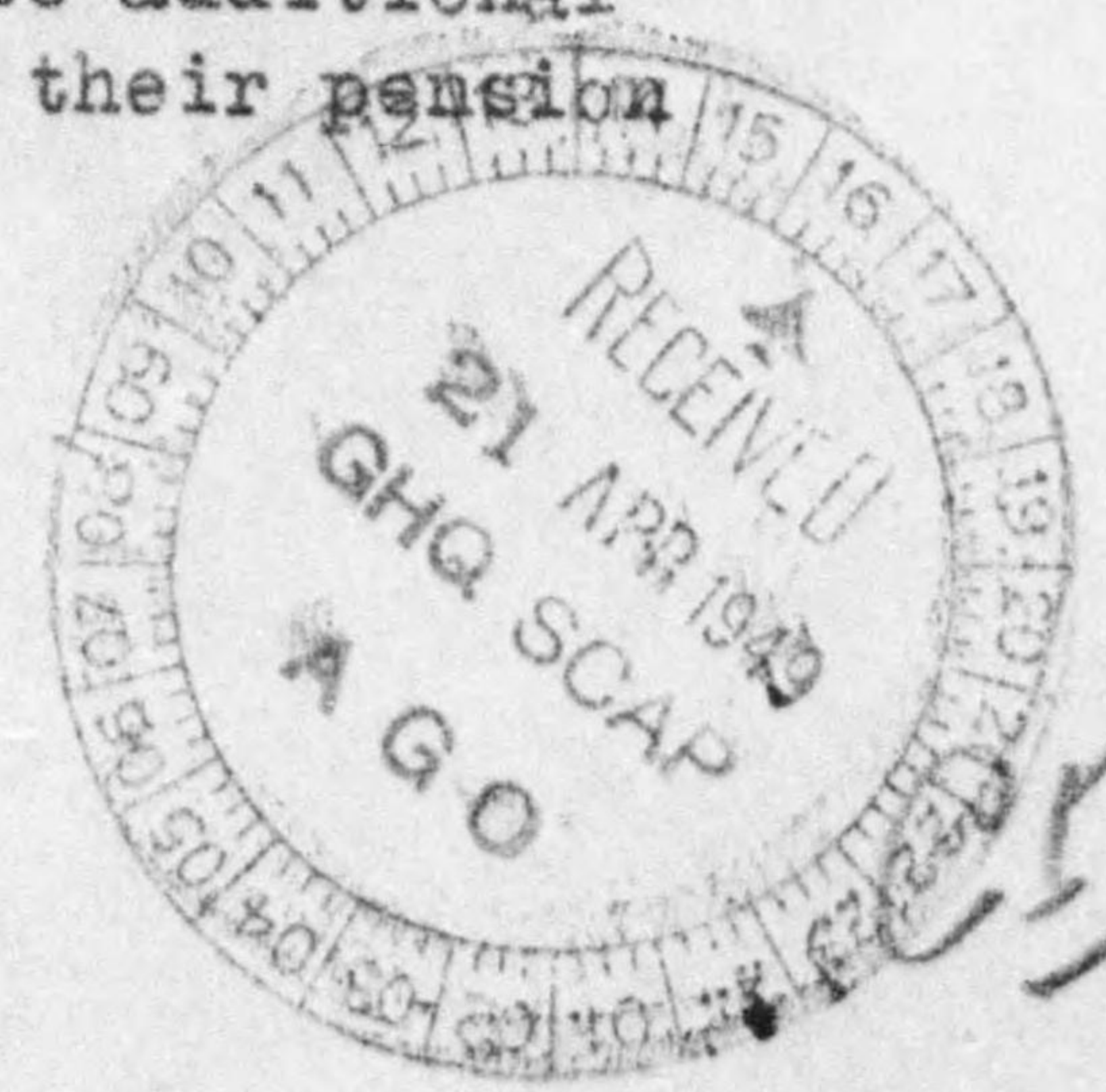
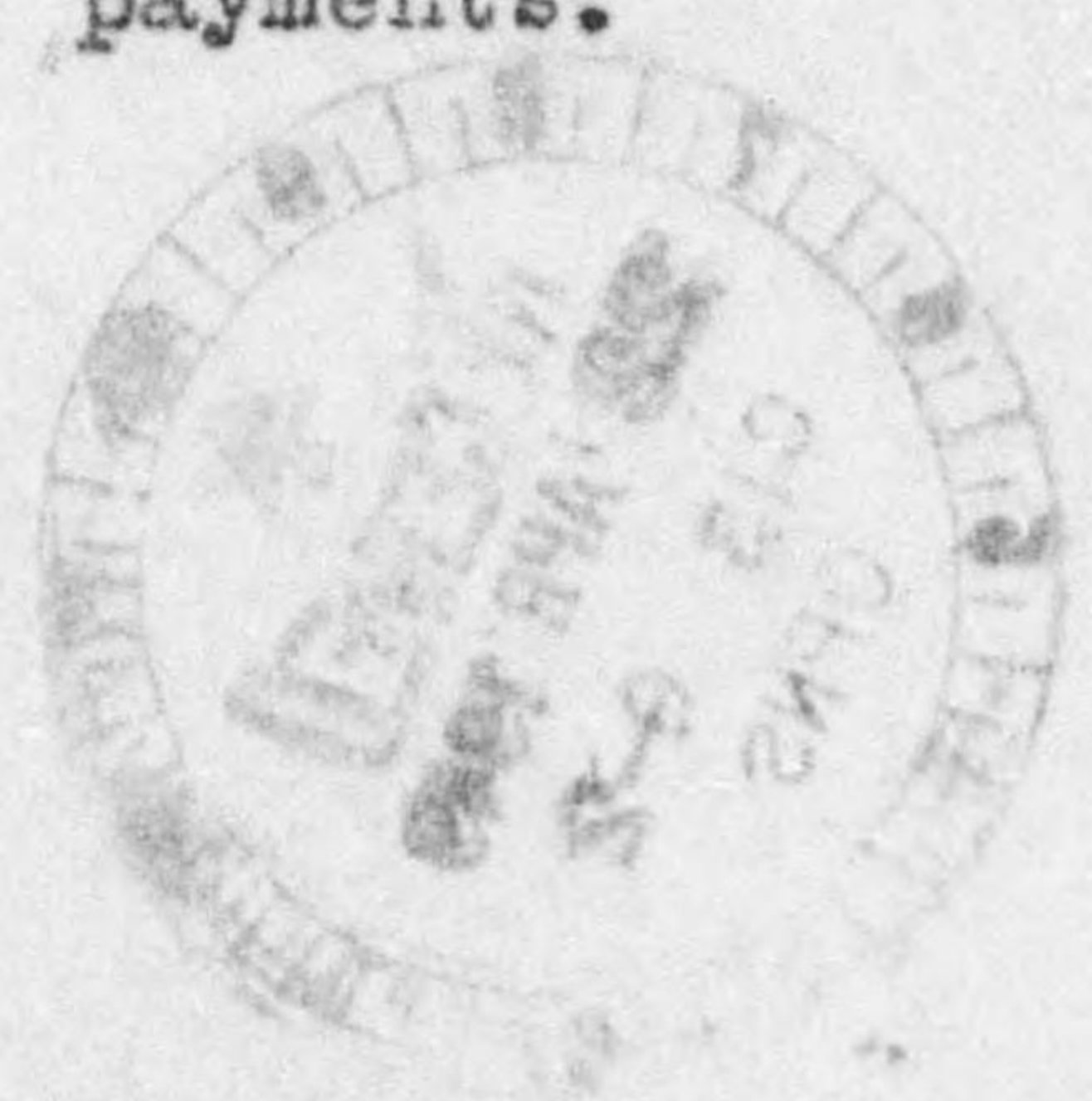
FROM: KADA, Manzo (加田 萬藏)
SAITO, Kunio (齋藤 邦雄)
SHIZUOKA Ken, SHIZUOKA Shi, SHIZUOKA Prefectural Office

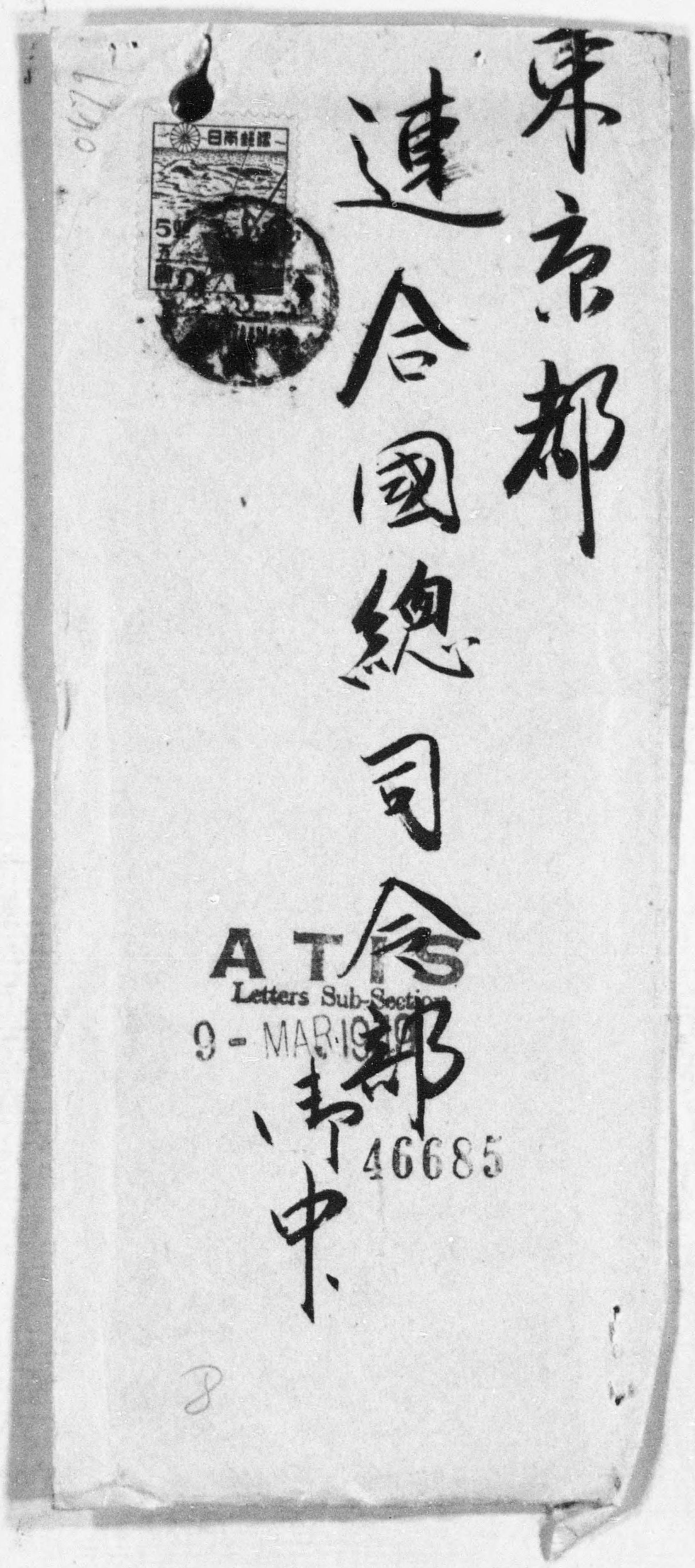
DATE: 28 Feb 49

The writers request that the following revisions be made in the police system in order to increase efficiency:

1. Limitation of the autonomous police force to cities with a population of 30,000 or over rather than 5,000 because small towns are unable to provide sufficient funds to maintain a competent police force.
2. Establishment of a prefectural police force with towns of less than 30,000 people under its direct control.
3. Establishment of a national police in the six large cities and other important cities. This force should be prepared to handle any internal disorder.

The writers also request an increase in national funds to augment the pensions for town and village officials. They ask further that this pension increase be made retroactive to July 1948 since the pensions of all public workers have been increased 12 to 26 fold, but the public servants of town and village still receive pensions that were fixed several years ago, and that are so insignificant and small that they are pitiful. The writers, therefore, request that the government appropriate additional funds to enable the local governments to enlarge their pension payments.





1290



東京都
連合國總司令部

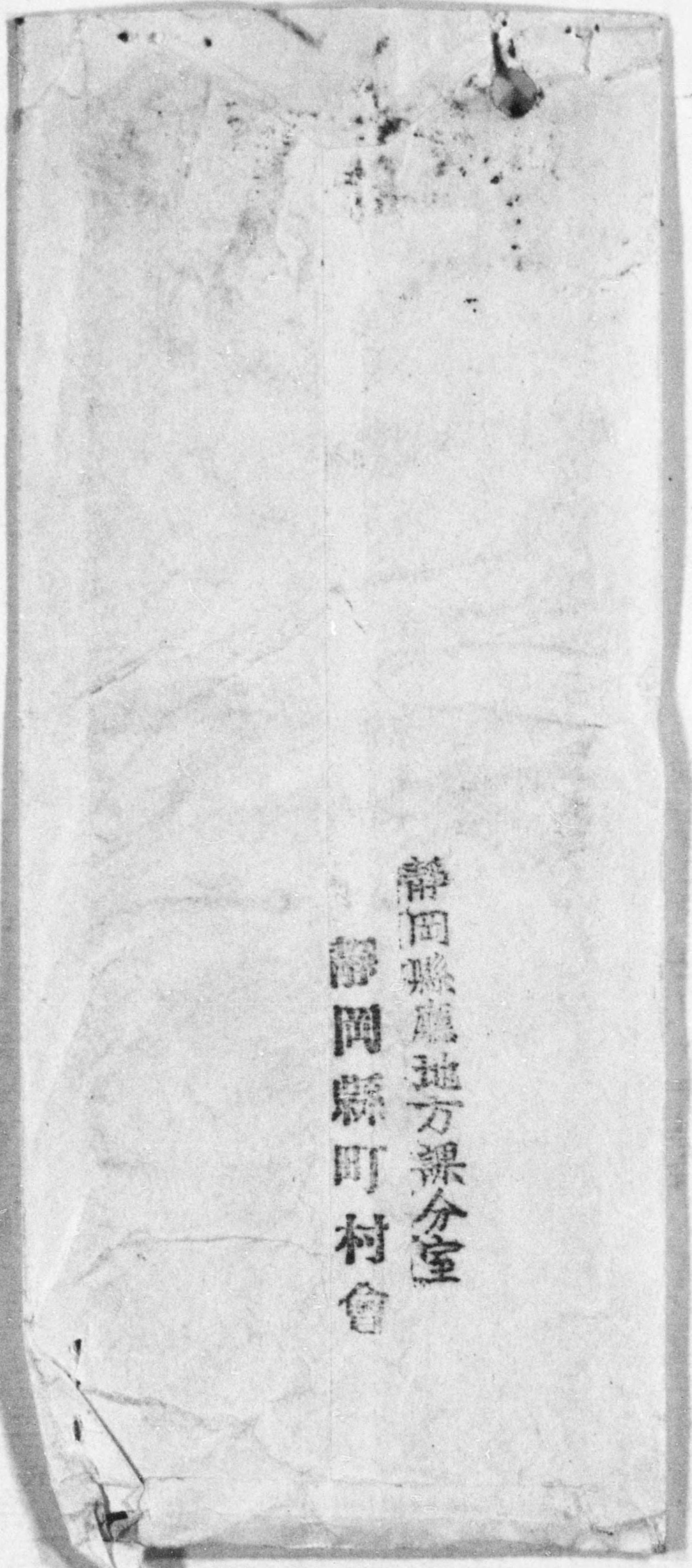
ATIS
Letters Sub-Section

9 - MAR 1945

東京
中

46685

8



靜岡縣地方課分室
靜岡縣町村會

然るに、町村自治体の財政状態を顧るに、從來屢次に互る陳情にて町了
知の通り学制改革及び警察制度改正に伴う所要経費等のため、既に破局的
負担を余儀なくさし本件所要増加経費の負担著到迄至難の現情である。

依つて政府に於て、町村吏員に対しても他の官公吏教職員同様の恩給増
額支給を、昭和二十三年七月より実施し得るよう恩給資金国庫補助を増額
し併せて、財政難に喘ぐ恩給組合の事務費に対する国庫補助金支出の途を
講じ、以て町村吏員としてその任務の完全遂行に専念せしめ進いて地方自
治の振興発展と日本再建に寄與せしめるよう格別の御高配を賜りたいので
ある

右本會理事會の決議に基き実現方を要望し陳情する

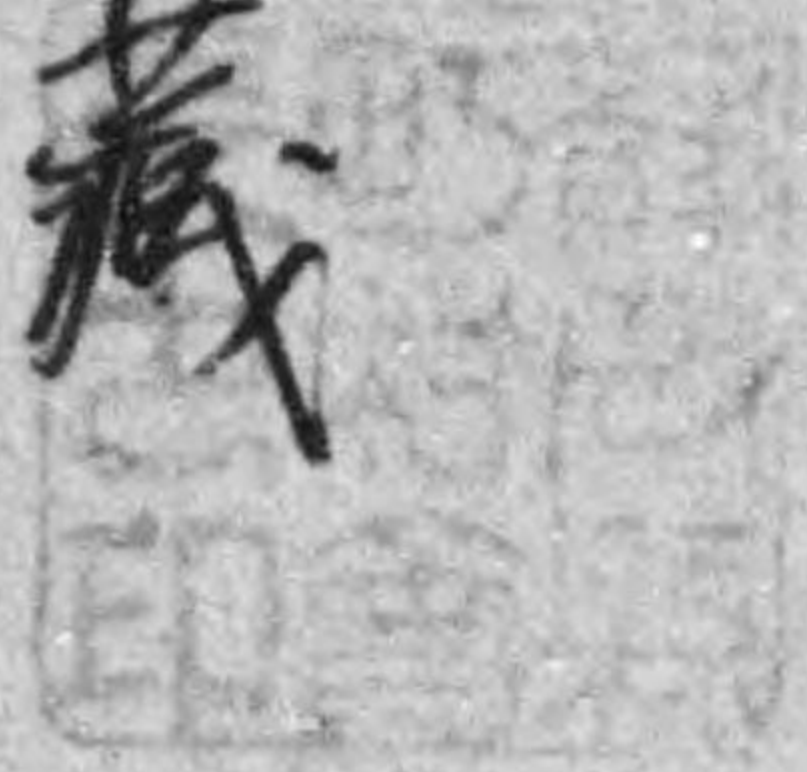
昭和二十四年二月二十八日

静岡縣町村會長 加田芳藏

静岡縣町村會議長 斎藤邦雄

連合軍總司令部

中



退職給與金（一時金）

- 村書記を三年勤続退職の場合
- 村書記を十年勤続退職の場合
- 町書記を十五年勤続退職の場合

一、二、三、四
 一、〇、〇、七、四
 二、九、一、五、四

死亡給与金（一時金）

- 村書記を六年勤続死亡の場合

四、六、八、四

かくては、地方行政の最前線である町村に於て最も困難なる条件下に日夜繁劇な事務を負い、更に莫大なる國務を執掌している町村吏員に対す
 る方途としては、誠に遺憾にして放置すべからざること、考へる。上述の如
 きは今更わ北壽の冗言を責すまでもなく、國政の枢機に参画せらるゝ諸賢の
 夙に感得せられつゝ、あるところと信ずる。
 尚、給與組合も、人件費物件費の増嵩に伴い、所要経費の増額免れ難く、運営願
 る困難の實情に立至っている。

理して来たが、近年急激なる物価の暴騰によつて、その支給額は目下の経済事情より著しく隔りを生じ殆んど吏員優遇の意義を喪失するに至り、当然大中の増額を必要とするこゝとなつた。

而して官公吏教職員等に対する恩給は既に昨年七月より最高二十六倍最低十二倍平均二十倍の増額を実施せられたにもかゝらず、独り町村吏員は旧來の僅少な額に据置かれていて、本県に於ける支給現情は左の如き驚くべき小額である。

恩給支給の例

退職料（年金）

村書記を十七年勤続退職の場合	年額	四六七円
町書記主事を二十年勤続退職の場合	年額	六二八円
村書記を二十八年勤続退職の場合	年額	五七三円
遺族扶助料（年金）	年額	一八六円
村書記助役を二十一年勤続死亡の場合	年額	一八六円

町村吏員恩給に対する國庫補助増額方陳情

町村吏員にも他の官公吏教職員と同様の恩給増額を、昭和二十三年七月より実施し得るよう、町村吏員恩給組合に対する國庫補助(恩給資金補助)を増額し、併せて、同組合の事務費に対しても相当國庫補助の途を講ぜらるるよう要望するのである

柳も町村吏員恩給組合は、政府の指示による「町村吏員恩給制度整備要綱」に基き町村吏員優遇の方途として全国的に創設せられ、本県に於ても昭和十八年三月三十日「静岡県町村吏員恩給組合」が設置せられ今日に至つたのである。爾來同組合は、国並に県の赴昌を体して、国庫並に県費の補助金と、町村並に吏員の納付金とを財源として、恩給支給の事務を共同処

昭和二十四年二月八日

静岡縣町村會長 加田萬藏

静岡縣自治警察町村連絡協議會長 加田萬藏

静岡縣町村議會議長會長 有藤邦雄

連合軍總司令部

中



権制の下、都邑の大小によつて、旧制度におけるが如き配置を以て人員を配当する。かくすれば機構の整備も、組織運営の強化も、大きな財力の下に一貫性を持ち得て、人事の交流待遇の向上等も内帯に行はれ、所期の目的達成が可能と確信するのである。

三、國家警察の設置

大大都市及び特別地区に國家警察を置き、同地区内における警察本來の使命を果すと共に、他面國家非常に備えんとするのである。

以上民主的警察制度改正案の概要を述べ來つたが、要は民主的立法精神に則つて、三者相関提携し、これが運営の萬全と治安維持の完全を期し、以つて警察不要の平和國家を目指してこれが充全を圖るべく、早急に改正措置を採らるるよう、この際格別の御詮議御高配を要望する次第である。

右本会評議員(理事)會の決議を以つて陳情する。

体としての成長発展を希求すること、また警言を要しないところであるが、
現下の社会状況下においては、秩序の維持と警察運営の相貫性に立脚し、
更に地方財政の現状と照合して、組織の強化と機構の整備充実を期するの
要念に切なるに鑑み、尤の改正案を提示するものである。

一 都庁警察の設置
現在の自治警察設置の人口基準を五千人より最少限三万人に引き上げ都
庁警察を設置する。
即ち人口五千人に對する警察吏割当七名の現状を以てしては、治安維持
の面からも、職務遂行の上からも甚だ不安を感ずるのである。尚、インフ
レ昂進の種下地方自治体は、人件費の増嵩と教育の擴充等のため、財政
的破局の一步前にある現状で、廢ぶべき警察制度の民主化も、財政面
考大な困難を生じ、かえつて警察弱体化を叫ばざる結果にエち至つて
る。依つて人口三万以上の都府に自治体警察を實施して、その運営強化
を圖るが至当と思考するのである。

二 府縣警察の設置
人口三万に満たざる地域に、府縣を單位として府縣警察を編成し、地方分

警察制度改正方に関する陳情

昭和二十三年三月現警察制度が実施せられて一年、警察組織の民主化実施によつて、地方自治の眞義を推進し、人權の尊嚴を確保して、個人の權利と自由を保護した成績は、從來の中央集權的制度和比較して、隔世の感ある事は、國民の存しく認むるところであり、われ等またこれが制度の完全実施を期し鋭意努力し來りたるるところである。

爾來現制度に對する批判檢討は、各面各層よりなされつゝあるが、われ等自治体の責任者として、左の諸点を挙げこれが改正措置方を要望する次第である。

治安維持の完璧を期するは、平和國家建設の第一條件である。従つて個人の自覚と社會の責任を遂して、その職務執行を保障する民主的權威の組織

0430

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMAND FOR THE ALLIED POWERS
AND
~~UNITED STATES ARMY FORCES, PACIFIC~~

Routing Slip

FROM: A.G. SCAP DATE: 17 MARCH 1948

- TO:
- | | |
|---|----------------------------|
| Commander-in-Chief _____ | C Counter Intel O _____ |
| Military Secretary _____ | Fiscal Director _____ |
| Aide-de-Camp _____ | C Chaplain _____ |
| Chief of Staff _____ | C Sp Services _____ |
| Deputy Chief of Staff _____ | C I&E Services _____ |
| Secy, General Staff _____ | A Ex Cen Pur Off _____ |
| G-1 _____ | C Civil Comm Sec _____ |
| G-2 <u>PUBLIC SAFETY (POLICE)</u> _____ | C Government Sec _____ |
| G-3 _____ | C E&S Section _____ |
| G-4 _____ | C Civil Intel Sec _____ |
| Adjutant General _____ | C Stat & Rpts Sec _____ |
| C Signal O _____ | C Public H&W Sec _____ |
| C Engineer _____ | Gen Proc Agent _____ |
| C Ordnance O _____ | C Civil I&E Sec _____ |
| C Chemical O _____ | C Legal Sec _____ |
| C Quartermaster _____ | C Nat Resources Sec _____ |
| Antiaircraft O _____ | Dir, O of Civ Pers _____ |
| Pub Relations O _____ | C Int'l Pros Sec _____ |
| Inspector General _____ | C Gen Acct'g Sec _____ |
| Judge Advocate _____ | Civil Prop Custodian _____ |
| C Provost Marshal _____ | Hq Comdt _____ |
| C Surgeon _____ | _____ |

- FOR:
- | | |
|--|-----------------------|
| Approval _____ | Note and Return _____ |
| Comment or _____ | Dist'n Desired _____ |
| Concurrence _____ | Signature _____ |
| Information _____ | Dispatch _____ |
| Initials _____ | Attachment of _____ |
| Issuance of Orders _____ | Reference _____ |
| Necessary Action <input checked="" type="checkbox"/> _____ | File _____ |

Rehe
A J REHE
Major, AGD
Asst Adj Gen

TO PSD FILES 21/3/49.
AFPAC AGO Form No. 14 (14 Mar 46)


0430

GHQ, SCAP & FEC
ADJUTANT GENERAL'S SECTION
Routing Slip

A. G.

FROM: _____ DATE 17 March 1949 ~~1948~~

TO :	FOR :
Adjutant General _____	Approval _____
Executive _____	Comment or _____
Management & _____	Concurrence _____
Civilian Personnel _____	Distribution _____
Dir, Operations Div <u>1</u>	Information _____
Miscellaneous Br <u>2</u>	Initials _____
SCAP Sec _____	Issuance Orders _____
FEC Sec _____	Necessary Action <u>XXXXX</u>
Communications Br _____	Note & Return _____
Records Sec _____	Remark & _____
Radio & Cable Sec _____	Recommendation _____
Distribution Sec _____	Signature _____
Postal Br _____	Dispatch _____
Publications Br _____	Attachment _____
Str Acctng Br _____	of Reference _____
Dir, Personnel Div _____	File _____
Officers Br _____	_____
Enlisted Br _____	_____
Proc & Repl Br _____	_____


R. M. L.

AGO Form No. 2 (1 Jan 48)
267541 En 209

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
AND
FAR EAST COMMAND

ROUTING SLIP

FROM: Off C-in-C DATE: 17 March 1948

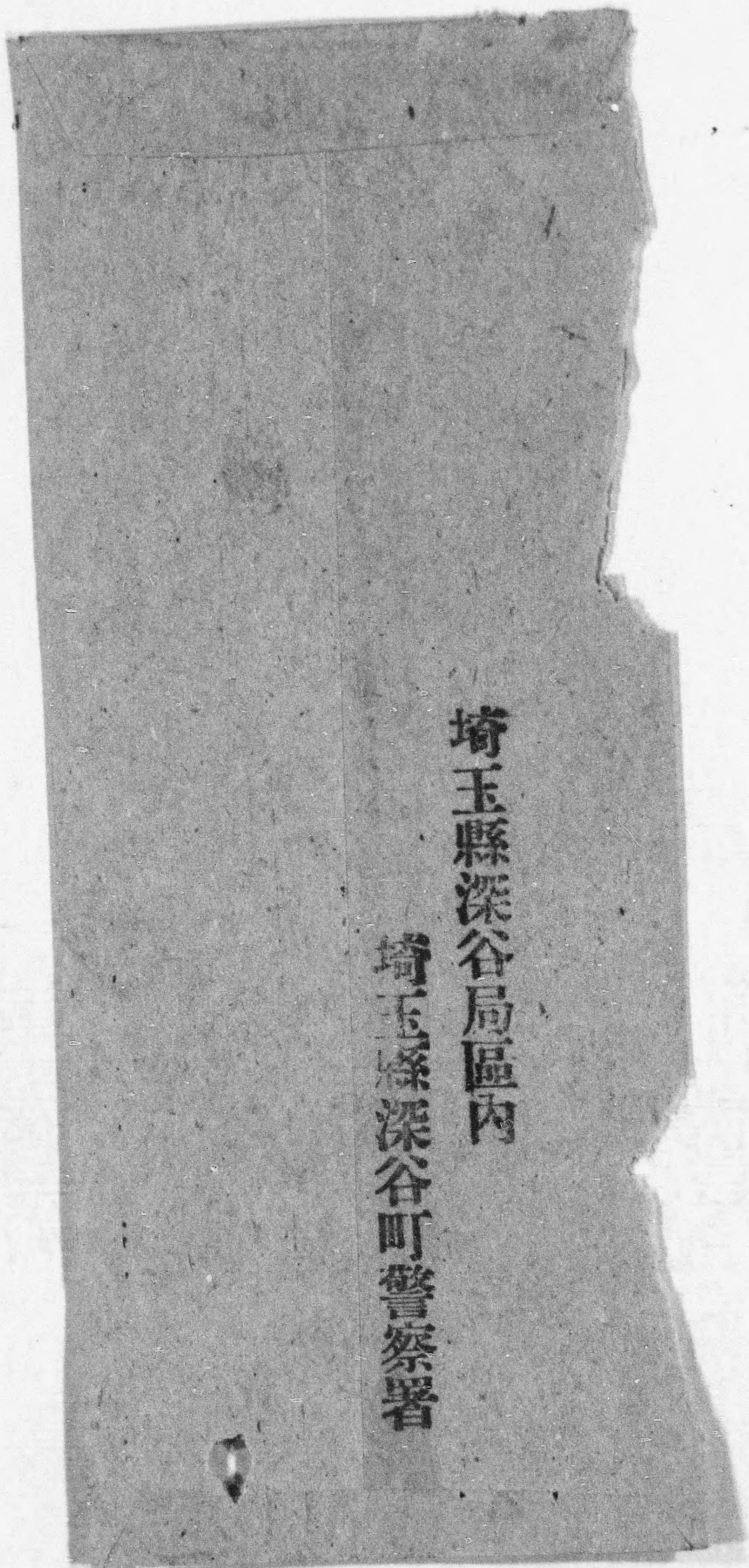
- To:
- | | |
|--|---------------------|
| Commander-in-Chief _____ | Prov Marshal _____ |
| Aide-de-Camp _____ | Pub Info _____ |
| Chief of Staff _____ | Quartermaster _____ |
| Deputy C of S FEC _____ | Signal _____ |
| Deputy C of S SCAP _____ | Sp Services _____ |
| Secy, General Staff _____ | Transp _____ |
| G-1 _____ | T I & E _____ |
| G-2 _____ | Civ Comm _____ |
| G-3 _____ | Civ I & E _____ |
| G-4 _____ | Civ Int _____ |
| JSPOG _____ | Civ Prop Cust _____ |
| Adjutant General <input checked="" type="checkbox"/> | Civ Transp _____ |
| Antiaircraft _____ | Diplomatic _____ |
| Cent Purch _____ | E & S _____ |
| Chaplain _____ | Gen Acct'g _____ |
| Chemical _____ | Gen Proc _____ |
| Civ Personnel _____ | Government _____ |
| Engineer _____ | IMTFE _____ |
| Fiscal _____ | Int'l Pros _____ |
| Hq Comdt _____ | Legal _____ |
| Inspector General _____ | Nat Resources _____ |
| Judge Advocate _____ | Public H & W _____ |
| Medical _____ | Reparations _____ |
| Ordnance _____ | Stat & Rpts _____ |

- FOR:
- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| Approval _____ | Note and Return _____ |
| Comment or _____ | Dist'n Desired _____ |
| Concurrence _____ | Signature _____ |
| Information _____ | Dispatch _____ |
| Initials _____ | Attachment of _____ |
| Issuance of Orders _____ | Reference _____ |
| Necessary Action _____ | File _____ |

Handwritten signature

東京部
 連合軍總司令部
 御中

ATIS
 Letters Sub-Section
 13 JAN 1949
 45598



埼玉縣深谷局區內

埼玉縣深谷町警察署

Doc No 45598

KS/YWF

0430

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF
ALLIED TRANSLATOR AND INTERPRETER SECTION

№ 10100

PSD
FILES
Ady
H.M.O.

NOTE: Translation directed by Commander-in-Chief

Received ATIS: 13 Jan 49

DIGEST OF LETTER

TO: General Headquarters

FROM: (No name) FUKAYA Machi Police Station
SAITAMA Ken, OZATO Gun, FUKAYA Machi

DATE: (No date)

The FUKAYA Machi Police Station submits a report of the arms and ammunition permits granted as of December 1948 as follows:

CLASSIFICATION TYPE	NUMBER OF PERMIT ITEMS	NUMBER OF PERSONS	NUMBER OF ARTICLES	REMARKS
FIREARMS	SHOTGUN	4	4	HOSOYA, Seishichi (細矢 清七) OYA, Masasaku (大屋 正朔) YOSHIDA, Yoshimitsu (吉田 義光) KATO, Matsuzo (加藤 松藏)
	MATCHLOCK	1	1	1
	WHALING GUN	1	1	1
	OTHERS	1	1	1
BLADES	SWORDS	5	40	SAKAMOTO, Sanichi (坂本 参一) OSAWA, Takeo (大沢 武雄) TASHIMA, Yoichi (田島 與一) MASUI, Akira (増井 顯) TAKAHASHI, Kazutoshi (高橋 敦俊)
	SPEARS	1	1	1
	DAGGERS	1	1	1
	OTHERS	1	1	1
	GUNPOWDER	1	1	1
	EXPLOSIVES	1	1	1
EXPLOSIVES	FIREWORKS	1	1	1

2895